

います。右来項としてついでに説明申しあげますと、まづ第一来金にござりまするが、これは収捐的収入及び支出の補正でありまして、收支ともに当初予算五千六百九十七円七角内に対応して五百円を八千円の増額補正でありまして、総額六千三百一十二円五角内とあります。営業収益として二千五百六十九円五角内の見込にござりまする。これは給水収益、すなわち水道料金の収入が見込まれるわけでありまして、営業外収益は横用基金増の増収事業にともないます水道管の増収事業収益にござりまする。二百五十七円五角内の追加補正にござりまする。支出につきましては人件費が主となつておりまして、営業外の費用としては受託事業費、配水及び給水費とともに排水事業にともなう関係の増収事業と、東橋生駅に付する工務費、並びに増徴入金の支払利息等にござりまする。つぎに第一来金にござりまするが、これは資本的収入及び支出の補正にござ

引当金の収入は当初予算八千万円に對して二十七百七十五万
 圓の増でござります。又本につぎましては人件費の補正と公
 用任免の給付事業関係、及び企業債の追加によります振込事業費
 等とあるとおりにして、二億五千七百七十五万五千円の追加額で、総
 額が、後五百二十一万八千円となります。収入額の支分額に對し
 まして不足する額の七百九十七万六千円は当年度の損益勘定
 留保資金をもちまして補てんすることとされておられるのでありま
 す。つきに第百条は企業債の決定によりまして、限度額八千万
 円となっておりますし、限度額八千七百五十万とし、年利利率
 七分五厘から、單上年度債入分より七分となりまして、このこ
 年利利率を改めようとするものなっております。第五條は派用債目
 の改正であります。そのうち職員給与費を人件費の補正により千
 八百八十五万五千円と改められることとされております。第六條につぎましては

野蔵出納のただ即資産の購入限度額をございますか。当初予算一千七百十六万四千円を二千五百万円六千円に改めようとするものかござりますか。以上甚だ簡單でありますか説明を略らさせていただきます。

一議長(中西虎蔵君)

これより復疑を行います。

(異議なしと呼称者あり)

一議長(中西虎蔵君)

これにて復疑を略いたします。

おはかりいたします。議案第五十号は原案どおり決すべく異議ありませんか。

(異議なしと呼称者あり)

一議長(中西虎蔵君)

ご異議なしと認めます。

さう議案第五

十号は原案どおり可決いたしました。

一議長(中西虎蔵君)

日暮第八昭和堂と年度福生町と畜場特別

福生町議会

議案

会計補正予算第五号案 議案第五十号を議題に供します。事務局として議案の討論を司務します。

(昭和議事係長朗読)

省略

一議長(中西虎蔵君)

理事者から提案理由の説明を求めます。

(助役森田幸造君登壇)

一助役(森田幸造君)

お許しをいたしまして議案第五十号。昭

和堂上年度福生町と畜場特別会計補正予算について説明申し上げます。事業収入

は昨年比へまして豚換算にいたしました。月に三百から四百頭位と畜頭数が増えついでありますので、前年度実績の八十%

を見込みまして、増収五百七十万円、又前年度繰越金三百

八十六万円、さらに起債の内未領一千万円を加えまして二千五

十五万四千円を繰上りまして、その歳入合計は三千五百八十八万

七月といふくらいであります。又二千五百五十坪の敷出場の内訳は、賃金におきまして五千四百坪を見込んだもので、これは仕事がおえずに参りました関係上、臨時人夫を頼むことが出来なりましたので、この増加分を承えたものでござります。つぎに本肥料とソレを省割り作業員月三万坪の二人、七ヵ月分、その作業員は畜産振興会に四万坪、これに、畜産検査本肥料九十九万坪、この敷出増となつておる次第でござります。その他大きなものといふことは、浄化槽を今回新たに建設しようとするものでござります。既設の浄化槽は三十四年に建設いたしましたもので、化学処理方式で、五トンしか能力がなく、現在使用が止つておるような状態にござります。従つて、今後新設いたしなうと考へております。浄化槽は能力の良く、しかも能力が比較的つかうない活性汚泥方式等新しい装置を採用いたしなうと考へております。浄化槽につきましては専門の技術者等に設計を依頼いたしまして、大体千六百五十万坪位の金額をもちまして能力の十分ある浄化槽を建設いたしなうと考へておる次第でござります。なお浄化槽を造る関係で、部道路の修繕が必要となり、敷地拡張のための民有地買収費が三千万坪計に上つておる次第にござります。以上簡單にござりますが、と畜場会計につなましてご説明しあげた次第でありまして、よろしくご審議のうえ、ご可決のほどお願い申しあげます。

福生町議会

議事録

たぐいものの実施につきましては専門の技術者等に設計を依頼いたしまして、大体千六百五十万坪位の金額をもちまして能力の十分ある浄化槽を建設いたしなうと考へておる次第でござります。なお浄化槽を造る関係で、部道路の修繕が必要となり、敷地拡張のための民有地買収費が三千万坪計に上つておる次第にござります。以上簡單にござりますが、と畜場会計につなましてご説明しあげた次第でありまして、よろしくご審議のうえ、ご可決のほどお願い申しあげます。

議長（中西虎蔵君）

これより質疑を行います。

（質疑ありと叫ぶ者あり）

議長（中西虎蔵君）

これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

議案第五十三号は原案どおり決すかに

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

一議長（中西房蔵君）

ご異議なしと認めます。

さうして議決第五十

三号は原案どおり可決いたしました。

一議長（中西房蔵君）

日移第九 福生町農業委員会委員の推せん

について推せん第一号を議題に供します。

おはかりいたします。本推せん案は副議長議員の一人に属す

るものとご意見するの地方自治法第七十条の規定により除

けられたと思ひます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

一議長（中西房蔵君）

ご異議なしと認め除けする事に決定いたし

ました。

（十番副議長君退場）

一議長（中西房蔵君）

事務局長をして推せん案の相談をいたさせます。

（農林委員会事務局長相談）

有略

一議長（中西房蔵君）

本案に対し提出者より推せん案の説明を求め

ます。

（三番村野 弘君登壇）

一三番（村野 弘君）

お許しをいただきまして農業委員会委員の

推せんについてご説明申し上げます。

今回の農業委員会委員

の改選にともないまして、去る五日の全県協議会におきまして

推せん委員会を作り、人選を仕立てましたので去る十八日午

後、例より当委員会室において推せん委員会を開催いたし、

あつちの角度から検討したわけでありまして、具体的に申しあ

はますと、公選委員の方々の地理的關係とか、又ご存知のよ

うに福生町には農業関係の組合が二つありますけれども、それら

の割割り等、あつちの面から検討した結果、たゞ事務局長から所

就ありましてあり平井、井上、細川の三氏と決定いた次第でござ
います。その理由として申すは、この三氏の方とも温厚誠実
でござりますして、又当議院にも豊富な方で、平井氏は議員とし
ての経験もござりますし、又例年農協の関係にもありますので平井
氏を推せんいた次第でござります。井上氏におきましては議員の
経験もあり、又あゆむ会職につき、前任期中におつたは物に福生町
の植木、苗木組合の決定にありましては献身的な努力を重ね、
又農協の農政部長として、活躍なされた方でござります。又細川氏
については申しあげますもなく、現在わが所の副議長をなされておる
方でござりますして他言を要しないかと存じます。簡単にござります
けれども、ただ今申しあげました理由によりまして、ご三氏の方に推
せんいたさないと推せん委員会では決定いたしておるので、よろ
しくご審議のうえ、ご推せんいただきますようお願ひいたします。

福生町議会

一議長(中西虎蔵君) 二いより質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君) 二いより質疑を終結いたします。

おぼかりいたします。ただいま議題となつております推せん

第一号については原案どおり決するに、ご異議ありませんか、

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君) 二ご異議なしと認めます。よつて推せん第

一号は原案どおり同意するにと決定いたします。

(十五番 細川哲二君入場)

一議長(中西虎蔵君) 日程第一号の結結について水道関係、議案

第五四号と議題に供します。事務局として議案の朗読をいた

します。

(臨時議事係長朗読) 省略

一議長(中西虎蔵君) 理事者から提案理由の説明を求めます。

(助役森田幸造君登壇)

一助役(森田幸造君) お許しをいただきまして議案第五回書について
説明申し上げます。本契約締結についてご同意をいただきたく
提案申し上げます。おぼろげなものでございまして、武蔵野公園の保留地の二貫
羽村と接してある第三排水溝が建設されるは、二ハとなりまして、
この配水池の築造工事でございます。規模についてはコンクリート
の容量が二千立方メートルで、昭和排水土木株式会社他五社を組合い
にしまして適当競争入札を行ったのでございまして、入札表にあり
ますとおり、田村建設土木株式会社が四千四百五万四千七百七十七
円といたしまして、契約いたしました。本議案を提案申し上げます。お
おぼろげなものでございまして、ご同意賜りますようお願い
申し上げます。

一議長(中西虎蔵君) 二ハより質疑を行います。

(異議なしと称する者あり)

一議長(中西虎蔵君) 二ハより質疑を終結いたします。

おぼろげなものでございまして、ご同意賜りますようお願い
申し上げます。議案第五回書は原案どおり同意する
ことにご異議ありませんか。

(異議なしと称する者あり)

一議長(中西虎蔵君) 三ハより質疑を行います。よろしく議案第五

回書は原案どおり同意するに決定いたしました。

一議長(中西虎蔵君) 日暮町上基地外排水工事施工に伴う補償

等に関する諸願書、諸願第四号を議題に供します。事務
局長をして諸願書の朗読をいただきます。

(島田議会議務局長朗読) 省略

一議長(中西虎蔵君) 案議案第六回書、即議員から本定日の説明

(十番大久保) 邦君登壇

二指^二ありましたのふ

甚如僭越乎哉

鯨介議員を代表いたしまして、本請願の鯨介をさせて頂く事。
その前にこの柳工華施行といふ事について、私議員として感
謝申しあげたいと思ひます。この工華は中興地也。並ひに中

学校周辺の排外という問題は、
 前瀬吉野長峯等に、その工事の促進方が佳

のり、又今回、石所町長に引き継がせしめてこの仕事を着工とな
ったわけでありませうが、このまゝの至る間、関係者各位に対し
まして、町将来の発展についても周辺地区排気ガス方という点と
は、私も厚く感謝申し上げる次第でございます。まづ今
日、この請願については議員各位に助かれましたのも、現場等を

視察に立ちあつたと思ふ。

又担当の建設委員会に付い

でもおはかりになると思ひます。

あるいは諸願の主旨等に

ついてもたゞしは 朗読がありまじたりと、おれおれにならと思ひ
ますか、 それに又、若く何れ強いようと思われぬ並に、
々あつうと思ひますか、やはり、清願者にして平めは、とにわく
長期にわたると、その工事のために、生活費が不足ないとい
うような、困難があり、又、なんとか早く工事を進めてもらひ

たけといふことか

その諸願にも出ておると思ふ事のである

そういふと、
もはや之^レ理解のほむお願ひしたいと思ひます。

能川の柳井路工場の跡にたてましても、
秋も周辺に大きな影も

長期間の工事、²に³に⁴生じたが、
二、三に⁵生じたが、

期間がかりとした関係から
かり外への住民が迷惑を被ったわけ

今日三山に
ついでに
是神と
関係者
に
ついでに
非常

に重要の問題だと思ひます。その関係委員会等に働きかけて
十分ご審議願ひ。お取りあげた方がなうは誠に事だと思ひも
のふふ思ひます。とにかくその工事が完成するといふことは、あの周辺
住民の問題等について非常に良い結果をもたらすところでありま
す。その工事の完成というところはまたその第一期工事にかける
ことも難点があるところをふふ思ひます。十分考え合せて、本
諸君についてお取りあげ願ひ関係委員会に付け託願えれば幸
だと思ひます。誠に當を得ない説明であります。その点よろし
くご理解ください。と思ひます。

一 議長（中西廣蔵君）

こゝより紹介議員の説明に対する質疑を行
います。

一 田中村長（田中君）

基地押込に關する諸君について理事者に
お伺ひしたのであります。その損失補償問題にわたる重要と

思ひます。はつちの三五だと思ひます。

また第一点は事業

主体は福生町であること、第二点は工事の性質そのものは社会的
かつ公利的であること、第三点は工事にもならない道路の商工業者
の営業、並びに住民の生活が強く影響を受けること、以上である
と思ひます。道路住民の財産権は当然営業権も含まれるもの
でござります。これは、公衆福祉のため使用を認めなければならぬの
であります。その点は福生町及び防衛庁の行為が適法行為
で、その点の重要はうす、第二に被害するところと思ひます。
しかしその工事に伴う道路住民の生活的基礎が揺るがされる。その事
象に対して何人らの補償がなされていぬことは遺憾であります。
公に行政工事の適法行為、社会的かつ公利的行為であるからとい
うことを主張しえども、憲法上認められておるところの私有財産権
を脅やかしては以上、これに対して補償するところは当然と思ひます。

（十七番小坪仁七君登壇）



一十七番（小坪仁七君） 諸君をいさださすしたので先輩議員を
さうおき、私が説明するところは誠にあつかましいのさすかよろし
くお願ひいたします。 本件につきましても郵便局の日曜配
達について、先ほど事務局長が説明したとおりでございませうか
いさかこれに付加したと思ひます。 一昨年の十二月に郵政大臣より
最近可能の地区より日曜の郵便配達を廃止してゆくという政
府の考え方を発表された以後、東京管理局に於いても多数の
が廃止になつており、全国的には七十五局というところにも達して
まい。 試みにこれを実施したい、又これをやまの弊害もほとんどな
いといふことも聞かれました。 このところにつまましては
住民の協力があるならば全国の郵便局に於いても日曜配達を廃止
していきなさいという考え方であるといふことを伺つております。

福生町議会



はお都議会に於いてはすでに採択され、都下市町村に於いても
最近取りあげられておるようでございます。 青梅市に於い
ても議決されたようにも伺つております。 今日の先達政米諸
君は日曜日の郵便配達はほとんどやめておられない。 何れ国が
やつておるようですか、ほとんどやつておられないようでございます。
又我が日本国に於いては労働基準法が設置されてあり、この廃
止についてもその意を考慮するべきだと思ひ、あえて私は紹
介議員となつた次第でございます。 又参考までに申しあげま
すと、第一回にやりおした神田局に於いても、日曜の郵便配達
を廃止したとしても住民からはさして批難もなく、日曜日に
出勤してゐた者が日曜に全員出勤するといふ関係でスムーズに
いつてゐるやうな話も伺つております。 又本年は全国で三百局、
東京都は四つとも何局か廃止になつてゐるやうでございます。 都